

「第2次佐倉市地域福祉計画（素案）」に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成23年2月 1日から 平成23年2月15日まで
意見募集結果	意見募集者数 3名 意見数 14件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの 3件 原案のとおりとしたもの 11件

(2) 意見の内容と市の対応

No	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案の修正の有無
1-01	<p>「佐倉市地域福祉計画で目指す将来像」(27頁)</p> <p>「一人ひとりが 自分らしく 安心して 暮らせる 地域社会」の下部の解説において「この将来像は、(中略) 安心のある生活がおくれるように、(後略)」とあります。</p> <p>「安心のある生活」ではなく「安心できる生活」という表現のほうが適切だと思います。</p>	<p>ご意見のとおり「<u>安心できる生活</u>」に修正します。</p>	有
1-02	<p>第4章 1-2. 安全で暮らしやすいまちづくり(38頁)</p> <p>交通不便者のために公共交通機関や移動手段を拡充していくことが言及されています。交通手段の確保においては、憲法25条「生存権」の観点から国との協力、そして災害時には県や周辺の自治体と連携など、佐倉市以外の行政機関との関係を構築していくことも急務となっていると</p>	<p>現在国では、交通基本法の制定を進めているところですので、今後の動向を見極めながら連携を強化していきます。</p> <p>災害時の県や他市町村の相互応援については、災害対策基本法第67条及び第68条に規定されている他、平成8年に県及び県内全市町村間で「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」が締結され</p>	無

	<p>思います。</p>	<p>ています。</p> <p>また、指定公共機関などは、災害対策基本法第 6 条や千葉県地域防災計画にて、県や市町村に協力をを行うことが定められています。</p>	
1-03	<p>「3. 協働のしくみづくり 3-4. 地域福祉推進の資源・財源の確保」(67頁)</p> <p>【現状と課題】において地域住民などが自ら地域福祉活動を積極的に進めていく必要性について言及されています。身近の問題を地域住民が自主的に解決を目指すということは、市内をいくつかの地区に分け、財政などの諸権限を付与する各域内に域内分権を進めていく必要が出てくると思います。佐倉市は域内分権を推進していく方針なのでしょうか。</p>	<p>社会福祉法第4条では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者を地域福祉推進の主体と位置づけており、同法107条第3号に地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を地域福祉計画に定めると規定しています。</p> <p>このことから、地域住民の活動や取り組みについて記述しておりますが、あくまでも自助・共助の範囲であり地区内分権については想定しておりません。</p>	無
1-04	<p>「3-4- (2) 財源の確保」(68頁)</p> <p>一つの提案ですが、市役所内のロビーコンサートを「昼のチャリティーコンサート」にして、募金をお願いすることはできないのでしょうか。</p>	<p>提案として承り、今後事業を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p>	無
1-05	<p>新しい組織の設立にあたって</p> <p>「(仮称) 地域福祉コーディネーターを配置した、総合相談窓口」(56頁) や「(仮称) 成年後見支援センター」(75頁) など魅力的な新しい組織を設置する予定ですが、財政的な裏づけはあるのでしょうか。少子高齢化などで税収は減少していくことが予想されますが、どこまで手厚い福祉ができるのか不透明です。</p>	<p>総合相談窓口や(仮称) 成年後見支援センターにつきましては、設置の検討を行う中で、予算措置についても検討してまいります。</p>	無

1-06	<p>社会的企業</p> <p>欧米では社会的企業が活動しています。教育や福祉などの公的な仕事に携わる企業のことであり、民間の手法で収益を得ています。しかしその収益を配当に回さず寄付などに回しています。この社会的企業の研究もされてみてはいかかがでしょうか。</p>	<p>ご意見を参考に、社会的企業やコミュニティビジネスなど多様な取り組みについて研究してまいります。</p>	無
2-01	<p>対象とされる人を障害者手帳交付者の範囲になっているが、基準に満たない中程度難聴者なども範囲を広げて考えて欲しい。</p>	<p>国の障がい者制度改革審議会でも3障害における制度間の格差や制度と制度の間に埋もれてしまう支援が必要な人への対応が検討されています。</p> <p>しかし実際には、法律上の規定に基づき福祉サービスを提供することとなりますので、対象者を広げることについては法律等の措置が必要となります。</p>	無
2-02	<p>要約筆記の用語解説について「筆談要約筆記」という言い方はない。「ノートテイク」の間違いか、「手書き要約筆記」の間違いか。</p>	<p>ご意見のとおり、「筆談要約筆記」を削除し、「聴覚障害者への情報保障の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。要約筆記の方法にはノートテイクなど書字による要約筆記、OHP要約筆記、パソコン要約筆記などがある。」に修正します。</p>	有
2-03	<p>「安全・安心なまちづくり」の中で、ユニバーサルデザインがあるが、文字情報は立派なユニバーサルデザインである。文字で情報を表すよう整備を加えて欲しい。</p>	<p>ご意見として承り、今後事業を進めていくうえでの参考とさせていただきます。</p>	無

2-04	「協働のしくみづくり」での民生委員に対し、聴覚障害者の理解が足りないと感じる場面があった。研修などを通じて、より深い理解をして欲しい。	ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 機会を捉え、民生委員・児童委員協議会を通じて、啓発してまいります。	無
2-05	素案54頁③に「要約筆記者の派遣」も追記して欲しい。	ご意見のとおり、「・手話通訳者の設置・派遣や要約筆記者の派遣、声の広報の発行を継続し、暮らしやすい地域づくりを進めます。」に修正します。	有
3-01	教育の問題は幅広いので、地域福祉計画推進委員会に「教育部会」を設置し、教育に特化した議論をした方がいいと思う。	ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 部会は、4つの基本目標ごとに設置され、福祉教育については、「支え合い部会」において検討してきました。 部会設置については、新たに設置する地域福祉計画推進委員会の中で、検討してまいります。	無
3-02	別表（No.3-02）意見	ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 高等教育場面での配慮は、国でも現在議論されていることから推移を見守りたいと考えています。	無
3-03	地域福祉計画推進委員会に、学識経験者以外の教育関係者を加えた方がいいと思う。	ご意見は、今後の業務を進めていくうえでの参考とさせていただきます。 新たに地域福祉計画推進委員会を設置する中で、検討してまいります。	無

別表（No.3-02）意見

基本目標1-3に、「障害者の教育の機会の確保、創出」を加えた方がいい。障害者の社会参加は就労だけではなく、いろいろな選択肢があっている。現状のままでは、「高等教育を受けたい。」という障害者の願いが叶わないことになってしまう。昨今は「大学全入時代」と言われたり、社会人入学者が増えたり、生涯学習の浸透が進んだりしているので、高等教育はだんだん大衆化されてきている。佐倉市内にも高等教育機関は存在するが、その数は少ない。もっと佐倉市内に多くの高等教育機関が存在するようになることを期待している。また、高等教育を受けることによってエンパワメントされる障害者が存在するのも事実なので、障害者というだけで利用できる奨学金制度があるとなお良い。佐倉市だけの取り組みで難しければ、千葉県や国にも働きかけていく必要があるので、その旨記載していただきたい。障害者の高等教育が進めば、高齢者が生きがいとして学ぶことのできる、生涯学習の場が広がったり、社会人が働きながら学べる場も広がるのではないだろうか？